

電波防護のための指針

これまで50年以上の研究の蓄積

1 刺激作用

電波によって体内に生じた誘導電流等より刺激を感じる
(100kHz程度以下)

2 熱作用

人体に吸収された電波のエネルギーが熱となり、全身の又は部分的な体温を上昇させる(100kHz程度以上)

これらの作用を及ぼす電波の強さ(しきい値)



十分な安全率(一般環境で50倍)

人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針

電波防護指針

(平成2年策定、平成9年追加)

我が国の電波防護指針は、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)が策定した国際ガイドラインと同等。

電波防護規制(電波防護指針の制度化)

1 電波の強度に対する安全施設の設置

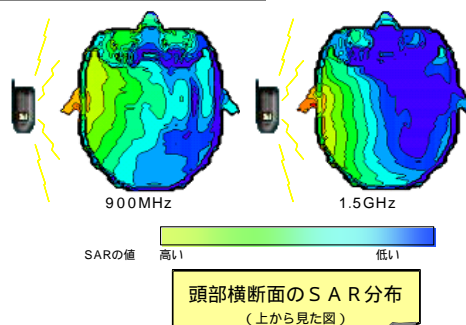
電波の強さが基準値を超える場所に一般の人々が容易に出入りできないよう、安全施設の設置を義務付け。(平成11年10月)



2 人体頭部に吸収されるエネルギー量の許容値の遵守

人体頭部で吸収される電力の比吸収率(SAR)の許容値(2W/kg)を強制規格として規定。(平成14年6月)

比吸収率(SAR: Specific Absorption Rate)とは、生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量をいう。



代表的な無線設備の送信電力（空中線電力）

無線設備の種類	送信電力 (空中線電力)
携帯電話端末設備 (携帯無線通信を行う陸上移動局)	0.25W以下
PHS 端末設備	0.01W以下
特定小電力無線設備 (無線LAN) (ZigBee) (Bluetooth) 等	0.01W以下